

予算がなくなり次第、終了します。(申請から交付まで2か月程度)



東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鶴山町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、旭市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町
	芝山町、横之光町、白子町、長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町

◆チェック項目

- (1)上記A・Bの期間を記入し、
C・Dのうち該当する方を選択してください。

記入	A	B	選択	C・D
	年 月	年 月		

- (2)申請日が、市への転入後1年以内であるか。

--	--

- (3)申請日から継続して5年以上市内に居住する意思があるか。

7

- (4)日本国籍を有する者又は外国人であつて永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有するか。

11

※下図

五島市に転入する前の10年の経過記録をご記入ください。

[illegible]

《共通書類: 必須書類》

- ・移住支援金交付申請書・請求書
- ・免許証、その他顔写真付きの身分証明書の写し
- ・戸籍の附票(在住期間のわかる書類)(2人以上の世帯については世帯全員のもの)
- ・五島市の住民票(2人以上の世帯については世帯全員の続柄が分かるもの)
- ・申請者本人の通帳(振込先口座)の写し
- ・暴力団等排除に関する誓約書(要押印。2人以上の世帯については裏面に世帯全員分記入。)
- ・個人情報取得に関する同意書
- ・アンケート(ご協力お願いします。)

《移住等に関する要件》

A(東京23区内に居住していた者)に該当する方
・戸籍の附票(在住期間のわかる書類で2人以上の世帯については世帯全員のもの)
B(東京圏から東京23区内に通勤)に該当する方
①会社員
・勤務していた企業の雇用期間がわかる書類 →就業証明書や離職票、源泉徴収票など
②法人の経営者又は個人事業主
・開業届出済証明書その他勤務地を確認できる書類 ・個人事業等の納税証明書その他の在勤期間を確認できる書類
③東京圏から東京23区内の大学に通学していた学生
・卒業証明書その他の在学期間及び卒業校を確認できる書類 ・勤務していた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

《選択要件に関する書類》

○就職に関する要件(Nナビキャリア関連)
・就業証明書(様式第3号)
○テレワークに関する要件
・就業証明書(様式第4号)
○市又は市民と関わりを有する者に関する要件
※単身世帯は35歳未満。2人以上の世帯の場合は高校生以下の子を扶養、妊娠中の世帯、夫婦の双方が40歳未満。 ※R7年度より市内の農林水産業又は三親等以内の親族が代表者、取締役等勤める企業に就業することあるいは居住する地域の町内会に加入すること
・就業証明書(様式第5号)又は誓約書(様式第6号)
・Uターン→戸籍の謄本等(出生が五島市であることがわかる書類) 五島市内の学校に通っていたことがわかる書類 五島市内で就労していたことが分かる書類
・申請日の属する年度より前の年度において五島市心のふるさと市民に登録したことがわかる書類
・申請日の属する年度より前の年度において五島市にふるさと納税を行ったことがわかる書類
・五島市の実施する移住相談会に参加したことを確認できる書類(提出不用)
・就業証明書(様式第5号)
・誓約書(様式第6号)
○起業に関する要件(下記いずれも)
・1年以内に創業支援金の交付決定を受けた者 →交付決定通知書の写し
・市内において、個人事業の開業又は法人の設立を行っている者 →個人事業の開業届出済証明書、法人設立届出書の写し その他の創業の事実が確認できる書類

※注意事項

- ・就職に関する要件については、長崎県が運営しているNナビキャリアに掲載され、かつ移住支援金の対象であること。また、その際にその企業の求人募集をしているかどうか併せて確認する必要がある。
- ・起業に関する要件については、長崎県商工会連合会 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業(創業支援事業)補助金の交付決定を受けているもののことをいう。

年 月 日

(宛先) 五島市長

移住支援金交付申請書・請求書

五島市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(※) (※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください		年 月 日
住所		電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯の別		単身						
		世帯	同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)				人	
			上記の家族の人数のうち 18歳未満の者の人数				人	
移住支援金の種類	就業		創業		テレワーク		関係人口	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙の「移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」について		A 誓約する		B 誓約しない
別紙の「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」について		A 同意する		B 同意しない
申請日から5年以上継続して、五島市に居住する意思について		A ある		B ない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思の有無について		A ある		B ない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A 3親等以内の親族でない		B 3親等以内の親族である
(テレワークの場合のみ記載) 五島市への移住の意思について		A 自己の意思である		B 所属からの命令である

注意 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

4 転入元の住所

〒 ー

5 特別区への就業履歴（市に転入する直前の10年間において、東京圏のうちの特別区及び条件不利地域以外の地域に住所を有し、特別区内に通勤していた期間がある場合のみ記載）

期間	就業先・通学先	勤務地・通学地

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 五島市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県又は五島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の交付の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
(就業の場合のみ)
 - (2) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年未満に五島市から転出した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五島市から転出した場合：半額
(創業の場合のみ)
 - (5) 創業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：全額
- 3 2の(3) ((2)に該当する場合を除く。)及び(4)について、転出先が県内の他の移住支援事業を実施する市町である場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び五島市は、長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び五島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

（宛先）五島市長

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

就 業 証 明 書
（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び五島市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）五島市長

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

就 業 証 明 書
（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 （転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））、地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）による資金提供をしていない

長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び五島市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

（宛先）五島市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就 業 証 明 書
（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用	
業種 ※農林水産業に該当する場合		
勤務者の 3 親等以内の親族であって、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めているものの氏名及び役職 ※該当する場合のみ	氏名	役職
勤務者と上記の経営を担う者との続柄 ※該当する場合のみ		

長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び五島市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 6 号（別表第 2 関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住 所

氏 名

（※）

（※） 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

地域住民の一員として地域資源の活用や維持管理などの地域の取組へ参加するため、居住する地域の町内会に加入することを誓約します。

五島市移住支援金交付に関する同意書

私は、令和 年度五島市移住支援金を交付申請するにあたり、次の事項について同意します。

記

(同意する場合、☐ にチェックを入れてください。)

☐ 私は、補助金の全部又は一部返還が生じた場合、または五島市移住支援金交付要綱第5条に規定する交付条件の確認のため五島市が必要な個人情報を取得することに異議ありません。

五島市長 様

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 五島市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県又は五島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の交付の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
(就業の場合のみ)
 - (2) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年未満に五島市から転出した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五島市から転出した場合：半額
(創業の場合のみ)
 - (5) 創業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：全額
- 3 2の(3) ((2)に該当する場合を除く。)及び(4)について、転出先が県内の他の移住支援事業を実施する市町である場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び五島市は、長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び五島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が 1 に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

別紙様式 2 (別紙)

役 員 等 名 簿

[illegible]